

平野福祉基金事業

(故) 平野泰三さんから大野城市に贈られた寄付金によりつくられたこの基金は、高齢者、障がい者などへの福祉事業に活用されています。

障がい者・高齢者等福祉団体助成事業「ふくしのたね」 申請団体募集

障がい者・高齢者などに対して福祉活動を行っているボランティア団体・NPO法人などに、活動費用を助成します。この事業は、障がい者や高齢者などの福祉の向上と推進を目的としています。

	啓発事業助成金	備品購入費助成金
概要	広く市民に対して、映画上映・シンポジウム・講演会・研修会などの福祉に関する啓発事業を行った場合、その事業費の一部を助成	活動に必要な備品を購入した場合、その購入費の一部を助成
対象団体	◇NPO法人◇非営利任意団体 ※市内・市外は問いません。	おおのじょうボランティアセンター登録団体
助成額	助成の対象となる経費の2分の1以内 (50万円を限度とします)	助成の対象となる経費の5分の4以内 (50万円を限度とします)

※令和3年度中に事業完了および実績報告ができる事業を対象とします。

●申請方法 申請書(申請先で配布)を提出

※申請するときは、必ず事前に相談してください。

「介護職員初任者研修」受講費助成・就労者助成事業

市民の就業機会の拡大、家庭介護の促進、市内の福祉施設をはじめとした介護人材の確保を目的として、介護職員初任者研修の資格取得にかかる受講費の一部を助成します。

	受講者助成	就労者助成
対象者	申請時に1年以上市内に住み、住民登録している人 ※母子および父子ならびに寡婦福祉法施行令の自立支援教育訓練給付金の受給者は対象外	
対象講座	都道府県知事の指定を受けた事業者が開催する介護職員初任者研修で、令和2年4月1日以降に開講し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修了するもの	
助成額	受講修了後に、受講費(上限15万円)の半額	受講費から「受講者助成額+2万円」を差し引いた金額(受講修了後3カ月以内に介護事業所などに新規雇用され、半年以上就労したとき)
	※雇用保険教育訓練給付の受給者は、当該給付金を控除した額を受講費とします。	
申請方法	◇受講開始後 申請書と受講証明書を提出 ◇受講修了後 請求書と修了証明書・受講料領収証などを提出	◇半年以上就労後 申請書と在職証明書を提出 ◇助成額決定後 請求書を提出
	※申請書と請求書は申請先で配布 ※申請するときは、必ず事前に相談してください。	
申請期限	令和4年3月31日(木)(請求書の提出期限)	

●申し込みと問い合わせ先 福祉課地域福祉担当 ☎(580)1851